

別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の4に掲げる農村環境計画策定事業に係る運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

1 現況調査

- (1) 農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。
- (2) 現況調査は、原則として別表「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

2 農村環境計画の策定

1の結果に基づき、農村環境計画を策定・変更する事業をいう。

第3 事業の対象地域

事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業若しくは農業基盤整備促進事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の水利施設整備事業若しくは別紙2の畑地帯総合整備事業のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は都道府県とする。ただし、都道府県が事業実施主体となるのは、農村環境計画が複数の市町村に関係する場合のみとする。

第5 農村環境計画の項目

- 1 農村環境計画には、当該農村環境計画の策定地域が所在する都道府県の環境対策指針の内容に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地域内の環境評価に関する事項
 - (2) 環境保全の基本方針に関する事項
 - (3) 地域の整備計画
 - (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

(5) 農業農村整備事業における整備計画

(6) その他必要と定める事項

2 事業実施主体は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 農村環境計画が、農村地域の環境保全対策を図るものとして十分活用されるとともに、環境対策指針の内容と合致したものであること。

(2) 次に掲げる市町村の施策等との調和に十分配慮されたものであること。

ア 農業の振興に関する施策

イ 農村地域の振興及び整備に関する施策

ウ 既に市町村において策定されている環境に関する計画等

第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 対象事業が環境との調和に配慮したものと認められること。

2 対象事業の実施が予定されていること。

第7 事業の申請等

1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。2及び3について同じ。）に提出するものとする。

2 市町村長は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第3号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

3 地方農政局長は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第4号による採択通知書を交付するものとする。

第8 農村環境計画の活用

1 事業実施主体は、農村環境計画が円滑に実現されるよう努めなければならない。

2 事業実施主体は、農業農村整備事業の計画の策定に当たっては、農村環境計画に基づき、自然生態系や農村景観の保全に配慮するよう努めなければならない。

第9 推進指導

1 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、関係行政機関、関係団体等と密接な連携の下に検討を行うものとし、必要な推進体制を整備するものとする。

2 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、地域住民の意向に配慮すると

ともに、学識経験者等専門的知識を有する者から意見を聴取し、計画に反映させるものとする。

第10 助成

農村環境計画策定事業に係る要綱8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

農村環境計画地区概要表

地区名		県名		計画主体		整備計画構想		
所在地		調査費		千円				
調査目的								
地域の現況								
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調査費				概要図	
			国費	県費	市町村費	計		

別表

農村環境計画策定調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査 (1) 気象 (2) 地形・地質 (3) 水環境 (4) 植物 (5) 動物 (6) 景観	①気温、②降水量、③積雪等 ①地形：地勢図や地形図による ②地質：地質図等による ①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態 ①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況 ①野生動物・希少動物の生息状況 ①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査 (1) 地域指定 (2) 地域指標 (3) 観光リクリエーション (4) 土地利用 (5) 関連計画 (6) 歴史・文化	①国際的な措置(ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域 ①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等 ①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能 ①土地利用の現況：土地利用図等による ①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況 ①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）

〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の5に掲げる農業基盤整備促進事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（以下「農業者団体」という。）

2 1の(3)の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

3 別表1の区分2の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第4 計画の作成

1 事業実施主体は、別記様式第1号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

2 1の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 採択要件

要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

- 2 1地区当たりの受益者数が農業者2者以上であること。
- 3 1地区当たりの受益面積が5ヘクタール以上であること。

第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、2に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに(1)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。
- 2 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 農地中間管理事業と連携する場合((1)又は(2)の場合を除く。)
- 3 2の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、2の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 2の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 2の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。
- 6 農業基盤整備促進事業に係る事業採択申請書は別記様式第2号、事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画

を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

- 2 計画変更報告書は別記様式第4号により作成するものとする。
- 3 1の「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- 3 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第5号によるものとする。

第9 助成

- 1 農業基盤整備促進事業に係る要綱第8の経費は、次に掲げる区分に応じ定める額を、補助事業者に助成するものとする。
 - (1) 別表1の定率助成に係るもの
事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額
 - (2) 別表1の定額助成に係るもの
事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計
- 2 定率助成について
1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 船舶機械器具費
 - (5) 全体実施設計費
 - (6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げるもの
イ 事業完了時までには担い手（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地区（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地区をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) (1)のイの集約化とは、同一の農業者の経営等農用地であつて、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であつて、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの

(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(4) (3)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 その他

- 1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 6 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタール超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、又は、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。
 - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
 - （3）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては、農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合
- 7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 9 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄（8）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。
- 12 病害虫の発生予防・まん延防止を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）又は（3）の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予防事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、（3）を実施する場合は（2）と密接に関連して合わせて実施するものとする。
 - （1）別表1の区分1の（1）から（3）まで及び（8）並びに区分2の（2）、（3）、（7）のア及び（9）に掲げる内容を実施するもの
 - （2）別表1の区分1の（4）から（6）まで並びに区分2の（1）、（4）から（6）まで、並びに（7）のイからエまでに掲げる内容を実施するもの
 - （3）別表1の区分1の（7）に掲げる内容を実施するもの
- 13 水田貯留機能の向上を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容を実施する場合、別紙1別記様式第9号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。
 - （1）別表1の区分1の（1）から（6）まで並びに区分2の（1）から（7）までに掲げる内容を実施するもの
 - （2）別表1の区分1の（7）及び（8）並びに区分2の（10）に掲げる内容を実施するもの
- 14 13の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、別紙1第5の1の（5）のアからウに掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 区画拡大	農用地の区画拡大
	ア 水路変更なし	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	(2) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(3) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(4) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(5) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
(6) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	

区分	事業種類	事業内容
2. 定額助成	(7) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	ア 排水路	土水路から W500H500 以上のコンクリート排水路への更新
	イ 畦畔	畦畔の更新
	ウ 排水口	排水口への柵の据付
	エ 特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(8) 畑作転換工	
	ア 額縁排水溝	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設
	イ 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整
	(9) 病虫害対策	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕(50cm以上)、混層耕(耕起深60cm以上)、堆肥施用、明渠排水
	(10) 水田貯留機能向上支援	水田貯留機能向上に係る地元調整に関する調査・調整活動

別表2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価 (※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	構造物撤去、管設置	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	12.5万円/10a 【9万円/10a】	15万円/10a 【10.5万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	24 万円/100m 【17 万円/100m】	28.5 万円/100m 【20 万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	23 万円/100m 【16.5 万円/100m】	27.5 万円/100m 【19.5 万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地		35 万円/10a 【24.5 万円/10a】	42 万円/10a 【29 万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	21.5 万円/10a 【15 万円/10a】	25.5 万円/10a 【18 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		7 万円/10m 【5 万円/10m】	8 万円/10m 【6 万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2.5 万円/箇所 【2 万円/箇所】	3 万円/箇所 【2 万円/箇所】
(5) 客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	27.5 万円/10a 【19 万円/10a】	33 万円/10a 【22.5 万円/10a】
(6) 除礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	25 万円/10a 【17 万円/10a】	30 万円/10a 【20 万円/10a】
(7) 更新整備	ア 排水路	500×500mm 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	28 万円/10m 【20.5 万円/10m】	33.5 万円/10m 【24.5 万円/10m】
	イ 畦畔	300×300mm, 勾配 1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	16 万円/100m 【11 万円/100m】	19 万円/100m 【13 万円/100m】
	ウ 排水口	320×445×700 mm 土工（バックホウ）、附帯工（桝据付工）	5 万円/箇所 【3.5 万円/箇所】	6 万円/箇所 【4 万円/箇所】
	エ 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限りに、必要な単価を定める		
(8) 畑作転換工	ア 額縁排水溝	額縁排水溝（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】
	イ 酸度矯正	酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】
(9) 病虫害対策	反転耕	反転耕（バックホウ）50 cm以上	30 万円/10a 【22 万円/10a】	
	混層耕	混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深 60 cm以上	2.5 万円/10a 【1.5 万円/10a】	
	堆肥施肥	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	3.5 万円/10a 【2 万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	
(10) 水田貯留機能向上支援		水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動	単年度当たり 300 万円迄	

注）事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄（7）にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。
- ア (1)については、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 - イ (2)については、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (3)については、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 (2)については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を助成単価に加算するものとする。
- ※5 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり助成単価に加算するものとする。
- ア (2)にあつては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算
 - イ (3)にあつては、施工延長100メートル当たり3万円を加算
- ※6 (2)について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を助成単価に加算するものとする。
- ※7 (2)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- $$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$
- ※8 (7)のイにあつては、幅広畦畔の場合は5万5千円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ助成単価に加算するものとする。

	明渠排水	$A = \text{〇〇}a$								
	水田貯留機能向上支援	実施内容〇〇 年基準額								
	小計									
	合計									
その他必要な事項										

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A, B
定率助成の費用負担の方法		
定額助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円（うち定額助成額〇〇円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算〇〇円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注：1）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2）農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4）農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
 A：防災A型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等） B：防災B型（ため池等整備等）
- 5）第9の3の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8）定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10）定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11）事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。
- 12）第9の3（1）イの担い手のうち市町村が認める者がいる場合には、「その他必要な事項」の欄に、地域の農業の担い手に係る基準を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
<実施前>
<施工状況>
<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（担い手ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		担い手			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
排水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
畦畔の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 <p>(単価の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

計画変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

達成状況報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要